

令和2年 8月 20日初版  
 令和2年 10月 29日改訂  
 令和2年 12月 16日改訂  
 令和3年 1月 7日改訂  
 令和3年 6月 30日改訂  
 令和3年 7月 28日改訂  
 令和3年 12月 24日改訂

斜里町立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル

斜里町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、落ち着きを見せていますが、今なお警戒が必要な状況にあります。

学校において感染者が発生した場合には、文部科学省が発出した『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に基づいて、以下の通り対応します。なお、今後のマニュアルの改訂により対応が変更になる場合があります。

記

1. 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	・拡大局面では、感染リスクの高い活動を停止 ・収束局面では、感染リスクの低い活動から徐々に実施 (近隣の感染状況に応じて判断する)	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1		適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

※レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断します。

(参考) 感染レベルの対応表

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の地域の感染レベル	北海道におけるレベル分類	国の新たなレベル分類の考え方	
レベル3	レベル4 (避けたいレベル)	レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル1	レベル1 (維持すべきレベル)	レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0 (感染者ゼロレベル)	レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況。

## 2. 体調不良者（発熱等の風邪症状）が発生した場合の対応

家庭内で発生	学校内で発生
症状がなくなるまでは、自宅で休養するよう指導します。	当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは、自宅で休養するよう指導します。なお、安全に帰宅できるまでの間、学校に留まることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

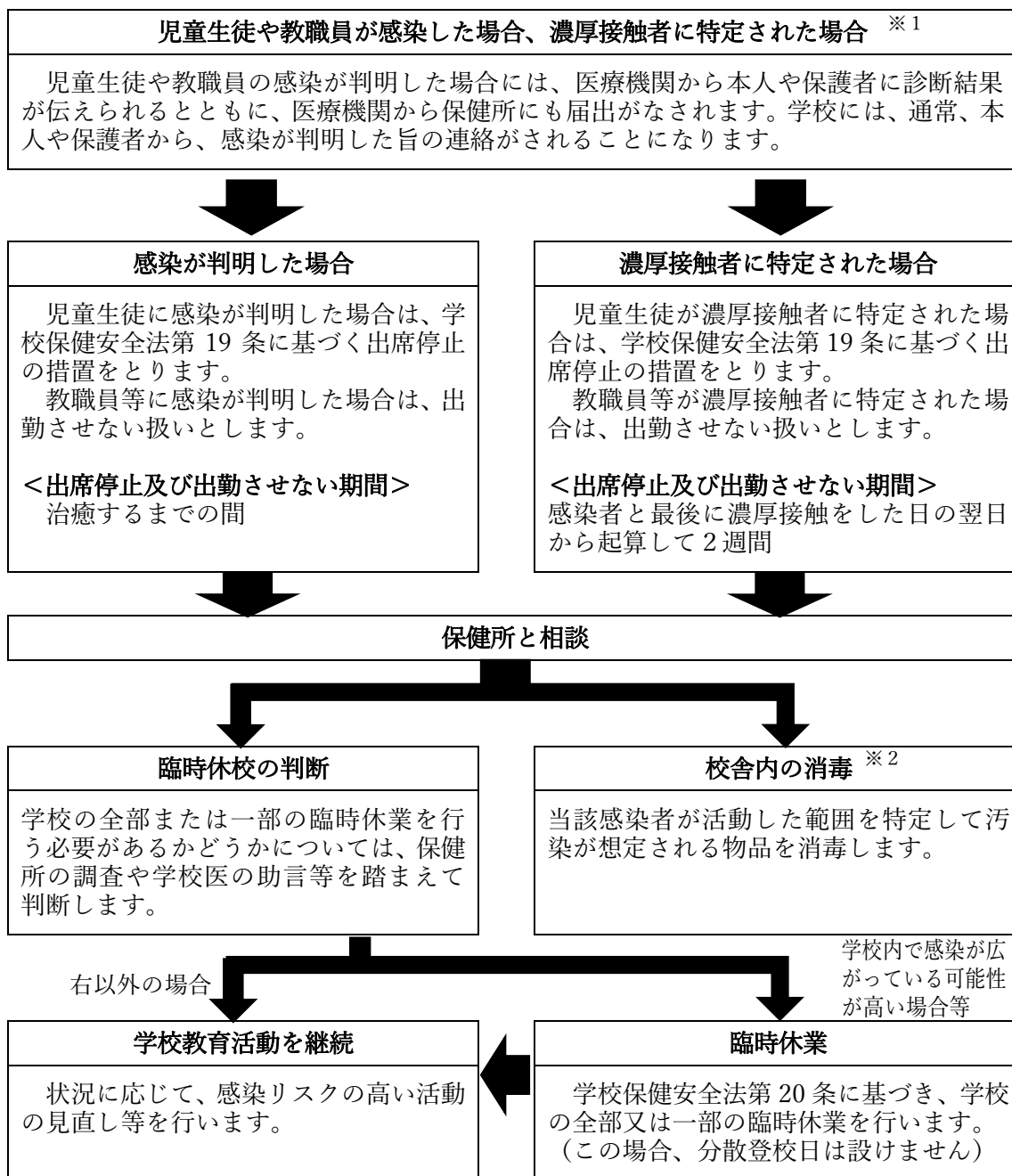


指導要録上の扱い
欠席日数とせずに、出席停止・忌引等の日数として記録します。

※教職員に体調不良者が発生した場合も症状がなくなるまでは、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

※感染レベル2以上の場合は、同居の家族に風邪症状があれば、登校させない指導を行います。

### 3. 学校において感染者が発生した場合、濃厚接触者に特定された場合について



※1 同居する家族が濃厚接触者となった場合は、濃厚接触者である家族の PCR 検査の状況や保健所の指導内容を踏まえ「出席停止」の必要性を判断します。

※2 消毒は、教職員の負担軽減のため専門事業者を入れて消毒を行うことを原則とします。

**〔児童生徒教職員〕** の同居する家族が濃厚接触者になった場合 報告様式4【教職員・状況報告】

児童生徒等 教職員	校長	斜里町教育委員会	北海道教育委員会
【児】連絡 【職】連絡	町教委へ報告	道教委へ報告	報告先 【児】教育局教育支援係 ※電話連絡のみ 【職】教育局教職員係
濃厚接触者である家族のPCR検査の状況や保健所の指導内容を踏まえ「出席停止」の必要性を判断			

**〔児童生徒教職員〕** が **〔PCR等検査を受けた濃厚接触者に特定された〕** 場合  
 報告様式1【児童生徒・状況報告】  
 報告様式3【児童生徒・出席停止】  
 報告様式4【教職員・状況報告】

児童生徒等 教職員	校長	斜里町教育委員会	北海道教育委員会
【児】欠席連絡 【職】休暇連絡	町教委へ報告 (※1)	道教委へ報告 (※1)	報告先 【児】教育局教育支援係 【職】教育局教職員係
医師や保健所指示により検査を受ける場合、検査結果が判明するまで 【児】出席停止 【職】災害事故休暇	出席停止等の措置を判断		
濃厚接触者に特定された場合、健康観察期間(14日間) 【児】出席停止 【職】災害事故休暇	陽性であった場合の対応について、校長と町教委で協議(臨時休業実施の有無、範囲等)		

※1 報告項目は以下の通りとします。

- ア. 学校名、感染者(検査受検者)の氏名、性別、学年・学級(職名・担当)、生年月日
- イ. マスクの種類
- ウ. 検査受験の経緯(感染者の続柄)
- エ. 発症日(症状がある場合)、現在の症状
- オ. 発症日の2日前(無症状の場合は検体採取日)からの登校(勤務)状況
- カ. 検査予定実施日(および判明予定日)
- キ. 所管保健所名、保健所からの指示内容
- ク. 同居者の情報(学齢の兄弟姉妹等)
- ケ. 部活動、スクールバス等の登校手段における学校関係者の有無
- コ. 発症日の2日前(無症状の場合は検体採取日)からの学校における行動歴から考えられる感染の恐れがある児童生徒等(感染リスクや接触機会ごとに分類)
- サ. その他参考となる事項

〔児童生徒  
教職員〕のPCR等検査の結果が判明した場合（陰性）

報告様式1 【児童生徒・状況報告】  
 報告様式3 【児童生徒・出席停止】  
 報告様式4 【教職員・状況報告】

児童生徒等 教職員	校長	斜里町教育委員会	北海道教育委員会
「陰性」連絡			
	町教委へ「陰性」を報告	道教委へ「陰性」を報告	報告先
	出席停止等の措置を判断		【児】教育局教育支援係 【職】教育局教職員係
濃厚接触者に特定された場合、 健康観察期間（14日間） 【児】出席停止 【職】災害事故休暇			
それ以外の検査者 【児】出席再開 【職】出勤再開 保健所の指示がある場合は、指示内容に従い判断する。			

〔児童生徒  
教職員〕のPCR等検査の結果が判明した場合（陽性）

報告様式1 【児童生徒・状況報告】  
 報告様式2 【児童生徒・臨時休業】  
 報告様式3 【児童生徒・出席停止】  
 報告様式4 【教職員・状況報告】

児童生徒等 教職員	校長	斜里町教育委員会	北海道教育委員会
「陽性」連絡 治癒するまでの間 【児】出席停止 【職】災害事故休暇	町教委へ電話で速報 その後メールで続報 出席停止等の判断	道教委へ電話で速報 その後メールで 報告様式1と必要な 資料を提出	報告先 【児】教育局教育支援係 【職】教育局教職員係
<p><b>保健所の調査への協力（※2）（※3）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告様式1と必要な資料を提出</li> <li>臨時休業の必要性を相談</li> </ul> <p><b>校長と町教委が保健所と相談の上、次の事項を検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校関係者に対する調査（濃厚接触者）の範囲</li> <li>地域のまん延状況</li> <li>学校内の消毒の必要性の有無</li> <li>対策本部の公表内容</li> <li>臨時休業の必要性およびその範囲に関する助言内容</li> </ul> <p><b>学校での整理事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の助言を踏まえた臨時休業に関する校長の意向</li> <li>当該学校の保護者への説明方法および内容</li> <li>報道機関への情報提供の有無、方法および内容</li> </ul> <p><b>町教委が校長と協議の上、臨時休業実施の有無を決定</b>            ※臨時休業実施の場合、次の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①臨時休業の期間、範囲およびその理由</li> <li>②当該学校の保護者への連絡内容</li> <li>③報道機関への情報提供の方法および内容</li> </ol>			
保護者（教職員）の了承	臨時休業の場合、他の保護者、 地域、報道への情報提供が必要 である旨、当該児童生徒の保護 者（教職員）に説明（※4）	道教委へ臨時休業の有無を報告	報告先 【児】教育局教育支援係 【職】教育局教職員係
	<p><b>保護者に対しメール等で連絡</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①本校の児童生徒（教職員）に感染が発生したため、臨時休業の措置を取ること</li> <li>②児童生徒等が検査を受けた場合は、学校に連絡するよう依頼する</li> <li>③保健所から児童生徒等のPCR検査結果の連絡があった場合は、学校に連絡するよう依頼する</li> <li>④差別や偏見が起きないよう児童生徒への指導について保護者に依頼する</li> </ol>	報道機関への提供資料を道教委へ 事前に提供	報告先 【児】教育局教育支援係 【職】教育局教職員係
		報道機関に資料提供	

※特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者の特定や臨時休業の判断等に当たっては、「町立学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に従って対応します。

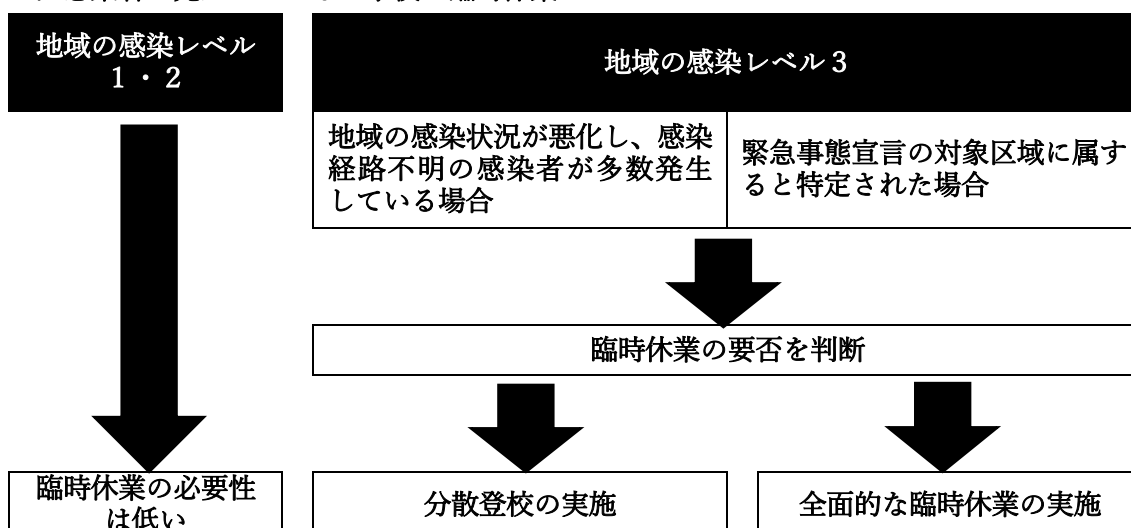
※2 保健所が学校に対して調査を行った項目の例は、以下の通りです。

- ア. 当該感染者の学校における行動履歴（発症日の2～3日前から）
- イ. 当該感染者のマスクの着用と種類（布製や不織布製など）
- ウ. 他の生徒のマスクの着用の有無
- エ. 学校の見取り図、職員室の配席図
- オ. 教室内の配席図（各授業）と座席の距離や机のサイズ
- カ. 授業の形態、時間割
- キ. 給食時の場所と座席、次の時間にその場所に着席した児童生徒
- ク. 他の児童生徒等（教職員）の出欠状況および過去2週間の発熱者の把握状況
- ケ. 教職員と児童生徒等の接触状況
- コ. 学校の感染症対策（消毒・換気等）
- ク. スクールバスの乗車名簿

※3 保健所が学校に対して調査を実施しない場合もあります。

※4 教職員の場合は、臨時休業の有無にかかわらず、原則情報提供が必要です。

#### 4. 感染者が発生していない学校の臨時休業について



#### 5. 地域の感染レベル別の臨時休業の考え方について

感染レベル	感染者が判明した学校の臨時休業	地域一斉の臨時休業
レベル3	学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断します。	生活圏におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の要否を判断します。（分散登校日を設ける場合があります。）
レベル2		臨時休業の必要性は、低い状況です。
レベル1		

レベル3 … 生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況

レベル2 … 生活圏内の状況が、①、②のいずれかの場合

① 「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域

② 「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

レベル1 … 生活圏内の状況が「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらぬもの



## 6. 保護者向け周知文書

保護者の皆様へ (2021.10.29 Ver.9) 北海道教育委員会

### 出席停止の取扱いについて

北海道が、全道域で警戒ステージを「1」に移行したことを踏まえ、国が作成している衛生管理マニュアルに基づき、11月1日から出席停止の取扱いが次のとおりになります。

◎「同居する家族に風邪症状等がある場合」は感染症による出席停止になりません。なお、「お子様に風邪症状等がある場合」は、引き続き、出席停止になります。

※ 同居の家族に風邪症状等がある場合等で、感染が不安で休ませたい場合は学校に相談してください。合理的な理由があると校長が判断した場合には、欠席とはなりません。

そうは言っても…。感染者が増えて、家族の誰かに症状があったら、学校に行かせるのが心配…

感染に不安があるときは、学校に相談してください。地域の感染状況等により、出欠の取扱いについて判断します。

児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合は、ICTを活用するなどして、子どもたちの「安全・安心」と「学び」を守っていきましょう！



こんな時は、学校に連絡（情報提供）をお願いします

	お子様・ご家族の状況	学校の対応
①	お子様の感染が判明した	治癒するまでの間「出席停止」
②	お子様が濃厚接触者に特定された	保健所が指定する健康観察期間（14日間）の「出席停止」
③	お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（濃厚接触者を除く）	検査結果（陰性）が判明するまでの間「出席停止」 ※民間検査や保険適用外の検査を除く。
④	お子様に風邪症状等がある	症状が消失するまでの間「出席停止」 ※病院を受診して、新型コロナウイルス感染症ではない診断を受けた場合は、出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。
⑤	「同居する家族に風邪症状等がある」または「同居する家族がPCR検査を受けることになった」などで、感染が不安である	地域の感染状況等により出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。

新型コロナワクチンの動画を配信しています



北海道、北海道教育委員会、北海道医師会では、新型コロナワクチンの効果や副反応について正しく理解した上で接種について判断することや、ワクチン接種の有無によって差別やいじめなどが起きないようにすることなどについて、児童生徒の皆さんや保護者の皆様向けの動画を作成しました。接種について考える際の参考にしてください。

